

臨床社会学の方法

(27) 家族問題と治療的司法

中村 正 *

*Ritsumeikan University

はじめに

今号は、NHKの「視点・論点」(2019年9月28日放映)で話した原稿に加筆、修正したものである。これまでの連載の内容と重なることが多いが、コンパクトにまとめ、新しい論点も追記したので紹介しておきたい。放送時間の都合で割愛した部分が多くあり、それも追加した。こうした事情なので、これまでの連載は論文調であるが、本号は会話調となっている。

I. 親しい人同士でおこる暴力をどうするのか

1. 被害の現実

きょうは私が取り組んでいるDVや虐待の加害者向けグループワークのお話を中心にした加害者更生について考えていきます。まず、被害の現実についてです。内閣府の調査では女性の30%程度がDVの被害にあっています。男性の被害者もいますが、今日は女性が被害者で男性が加害者の場合について話をします。被害者救済は徐々に

整備されてきましたが、加害者対策は、処罰以外は構築されていません。



DVや虐待は、身体への暴力が多いのですが、その背景には心理的な暴力があります。パワーとコントロールといいます。被害者の話からそうした加害者の行動がみえてきます。

いくつかご紹介いたします。

- ① 「自分のものを買うときにいつも一緒に付いてくる。『僕の好みの女性になってほしい』と言う。自分が自分でなくなっていく感じがする」

- ② 「交通の便の良くないところに住んでいるので本当は免許が欲しい。必要なのに、免許を取らせてくれない。『運転が下手だから』って言う。だからいつも彼の車で行動することになる」
- ③ 「『習い事をしている』と言うと、『それは男性から教わるのか』って聞いてくる」
- ④ 「DVを受けているのに彼という方が安全だと思うような意識になったことがある。実家に逃げていると追いかけてきたり、メールが頻繁に入ったりするので、結局一緒にいることで落ち着くこともあり、しぶしぶ元の関係に戻ってしまう」
- ⑤ 「『今日は何をしていたのか』と聞いてくる」、「『死んでやる』と言われると別れられない。元の関係に戻ることが多い」
- ⑥ 「授業の前に携帯メールがあった。『俺のっている講義が休講になったのでこれから会いたい』と。彼女はこれから講義がある。そうしないと愛情が薄いと言われ、非難されると思うと怖い」。

もちろんこれらはすべてが直ちに暴力だというわけではありません。愛情、配慮、心配の裏返しともいえます。とはいえ、境界域にあるコミュニケーションや行動です。共通していることは「関係をコントロールしようとしている」ことだといえます。

親密な関係性では、いまここで起こっていることの意味づけの枠組の混乱が生じやすいのです。例えば、「暴力は愛という名の鞭」という言い方が典型です。この背景にあることは、養っている自分が一番という特権意識、さらに俺の家族や恋人だという所有意識があります。そして自分を怒らせる相手が悪いので自分こそが被害者だとい

う意識もあります。

こうした関係が長く続くと被害者は、恐怖感や無力感に陥ります。責められ続けると自分にも落ち度があったのではないかという「自責の念」を持ちやすくなります。



さらに、DVと虐待の重なりも重大です。DVは子どもからみたら母への暴力に他なりません。面前DVといいます。お前の子育てはなっていないとか子どもを虐待しろと命令することがあります。母であり妻である女性への暴力となります。

2. 脱暴力の場をつくっています

私は、夫婦、親子の家族同士で暴力を振るってしまう加害者たちの脱暴力にむけた更生に取り組んでいます。これを「加害者臨床」といいます。子ども虐待で児童相談所に介入され、親子分離された父親たち、DV防止法で保護命令を受けた夫たち、DVや虐待が理由で離婚調停を申し立てられ、混乱している夫たちです。なかには傷害や暴行の罪で刑事事件となった男性もいます。その妻、子どもと面談することもあります。

暴力加害者一人ひとりとの対話だけでなく、グループワークもしています。大阪

で児童相談所と連携して虐待とDVの父親向けの「男親塾」という名のグループワークを主宰しています。グループワークとは、薬物やアルコールへの依存、性犯罪の再犯防止等にも使われている手法です。

同じ問題を抱える人同士が集まり、問題をなくしていくプログラムをおこなう場となります。そうした場を「セラピューティック・コミュニティ」といいます。私は、「脱暴力のためのサークル」と位置づけています。暴力から離脱するには支援が必要です。一人では難しいからです。基本的な考え方は、処罰だけでなく、マンツーマンのカウンセリングだけでもない、相互に学び合い、自ら問題を解決する力をも身につける場なのです。

3. 脱暴力のための場への「受講命令・社会更生命令等」の制度構築が必要

法律に従って、DVがあると保護命令が出され、接近禁止が指示されます。子ども虐待の場合は親子の分離がなされます。加害者は、介入された後にこそ、不安が高まり、孤独感にさいなまれ、ひとりでもがくこととなります。こうした分離の措置の後に、問題を解決するための機会となるような場に参加するような指示が効果的です。

これを脱暴力のプログラムへの「受講命令・社会更生命令」といいます。しかし日本ではこの制度はありません。海外では韓国やイギリスで、社会奉仕・受講命令、相談委託、社会更生命令などが制度化されています。

私が試験的に実施している「男親塾」は自治体と連携した脱暴力のグループワーク

です。現在は受講と参加を命令する制度がないので、任意の自発的な参加です。児童相談所の担当ケースワーカーが進めることとなっています。DVの場合は妻から言われて参加する人がいます。暴力があるので離婚調停中の人もいます。虐待での介入と重ねてDVの保護命令を受けている男性もいます。

「男親塾」の参加者のほとんどは、加害性について「否認」をします。それは相手が悪いと思っているからです。私が取り組んでいるのは、加害者が自らの行為を合理化し、正当化するために保持している「暗黙理論」を取りだし、それと対話するやり方です。DVや虐待で介入されることになった事実を振り返り、その時の加害者の「言い訳」という「主観的な意味づけ」に注目します。

「相手が悪い」という解釈や意味づけができてきます。これは暴力を肯定し、責任を逃れる「中和化」でもあります。冷静になって、これを支えている認知の仕方の問題点をグループワークで一緒に考えていきます。

ほとんどの加害者は家族だけ、恋人だけ、子どもだけと相手を選択しているのですから、その時点で意思が働いています。その際の言い訳を聞きながら暴力を肯定する認知の仕方を言葉にし、それを修正していくことにしています。

DV加害男性たちの中には「親密な相手だからこそ殴ったのだ」、「家族だから犯罪には当たらない」といった身勝手な理屈、甘えの意識が内在しています。しかし、自分よりも力の弱い者に暴力を振るうことは一般的な男らしさの規範に照らすと「卑怯」であることとなります。そこで必要になってくるのが「正当化のロジック」です。先ほ

どの、被害者意識をもつことで、この卑怯さを誤魔化している。

さらに私が重視していることは加害者の多くが男性である点です。もちろんすべての男性が加害行為をするわけではありませんが、暴力の程度が激しく、数も多いからです。「男らしさの病」と名づけています。

海外の更生のための命令制度	
韓国	社会奉仕・受講命令 相談委託
台湾	薬物禁絶治療 精神治療 心理補導などの加害者処遇計画
イギリス	社会更生命令

ドイツ・カナダ・アメリカなども同様の制度

4. 加害者対策のための「治療的司法」

脱暴力のための機会を提供する加害者臨床は、受講命令・社会更生命令を発することのできる問題解決をすすめる司法制度がないと展開できません。これを「治療的司法」といいます。それを実践するためのグループワークやカウンセリングの組織が必要です。これは「治療のためのサークルやコミュニティ」です。受講命令・社会更生命令制度の構築が早急に求められています。

5. 「治療的司法は社会の窓と鏡」

治療的司法に関わる法曹たちと仕事をすることが多くあります。こんな話をしてくれた弁護士がいます。「治療的司法に出会って弁護士人生が豊かになりました。もちろん知的な意味です。法の実践への導きの思

考ともなっています。さらに治療的司法を全うするためにいろいろな人とつながりができました。司法が社会のなかで生きていくとを感じる場面に出会う、あるいは自らの法実践がそれを創りだしていると感じます。躍動感や創造性に満ちています。」(治療的司法研究会編『治療的司法の実践』ぎょうせい、2018年)と話をしてくれたのです。治療的司法は刑事事件をとおしてあるいは暴力・虐待、多様な依存症、生の諸困難や社会的入所(社会的孤立や排除を理由にして刑務所へと「漂流・漂着」していく事態)を映しだす鏡のようです。治療的司法はこれからの社会と人間、司法や正義、ケアのあり方のゆくえを垣間見させてくれる窓のようでもあります。

筆者が更生のための対話をしている相手は多様です。①ハラスメント加害者、②情状鑑定や意見書作成のために、殺人、違法薬物使用、傷害で罪を問われた被疑者たち、③子ども虐待で児童相談所に介入され、親子分離された父親たち、④部活で体罰をふるい所属組織により処分され、職場復帰を願う教師たち、⑤DVや虐待が理由で離婚調停を申し立てられ混乱している夫たち、⑥刑務所のなかの性犯罪者たち(法務省の性犯罪再犯防止プログラムの受講者)、⑦出所後の犯罪者の社会定着を希望する人たちを支援する人たちへのスーパーバイズ等である。事例はもっと複雑なので一つのトピックスだけですが、主訴にもとづき整理をすればこうした加害者たちとの対話を試みている。

個人の心理的問題とだけ狭く位置づけるのではなく、社会のなかのハラスメント、体罰、暴力、いじめを容認している意識も

視野にいれるので、臨床的なアプローチだが、心理社会的な面があるので臨床心理社会的な対応と位置づけています。

個人との対話だけではなく、グループもある。筆者は虐待とDVの父親向けの「男親塾」を開催している。対人暴力にかかわるグループワークである(子ども虐待、DV、性犯罪等にも使われている手法である)。これらを「治療的コミュニティ(TC)」と総称している。筆者は「サークル」という言い方がよいと考えているが、個人であれ、集団であれ、こうした脱問題行動支援が加害者対応には有益であることが研究でも実証されている。そして、個人の心理的問題にだけ狭く位置づけるのではなく、社会のなかのハラスメント、体罰、暴力、いじめを容認している意識も視野にいれるので、臨床的なアプローチだが、心理社会的な面があるので臨床心理社会的な対応と位置づけている。

II. 治療的司法の実践をめぐる理論的な諸論点-「治療的統治」のなかで包摂と対抗を考える

1. 家族の「精神衛生」を焦点にした「治療的統治(家族をめぐる生のポリティクス)」

この治療的司法は暴力だけではなく多様な社会病理に適用されています。薬物やアルコール問題のある人、触法行為を行う障がいのある人や認知症人、盗癖のある者、性問題行動をくり返す者等が対象です。欧米では特別裁判所が設置されており、問題解決型裁判の制度が構築されていて、立ち直りをめざして必要な社会的諸資源と連携

しています。暴力事案の場合は脱暴力にむけたバタラーズプログラム(殴る人の脱暴力化を支援する取り組み)があります。主に認知行動療法をベースとしたプログラムです。心理教育的な内容となっています。カウンセリングではありません。

これらの問題、特に家庭内暴力問題は、家族の精神衛生にかかわる事項です。そこに「介入と支援」をおこなう諸政策は緊急性を帯びた事案が多いこともありますが、家族が甘受していることも多くあります。各種の法律ができたので、介入や分離ということが社会制度として整備されてきました。これは家族のあり方に公的権力が介入することを意味します。なんといっても家族が自力で解決できない問題であるということ、しかし家族だからこそ起こる問題であることを見据えた介入となっています。マクロに俯瞰して特徴づけると、「家族病理を治療、改善、予防することをとおした統治」と特徴づけることができます。

しかし他方で注意も必要です。仮に受講命令制度が構築されると、治療、援助、支援、予防の名の下に司法をとおして公的権力が家族ユニットを活用して家族の精神衛生をコントロールすることになります。「治療的統治」とでもいえる局面が前景化するといえるでしょう。元来、家族病理や家族問題への保健、医療、教育、福祉、保育等をめぐる公的支援はこうした特徴を有しています。

家族病理への関心と管理について焦点があてられています。現代日本社会では、家庭内暴力、犯罪・非行、薬物使用等の逸脱行動が「生育歴」と関わり関心をもたれることが多くなっていることと関係しています。裁判所における情状鑑定人としての筆者の

経験からも、何らかの個人に存在する障害に帰属させるような精神医学的説明ではなく家族心理や家族関係に焦点を当てた生育歴上の特性に関心が持たれることが多いのです。

2. 治療的統治と家族によるケア責任の強調と生育歴への関心の問題点

つまり、加害へと至る「生育歴」をみることになるのです。そうすると被虐待体験が見いだされてきます。子ども虐待への関心がさらにこうした注目を加速させていきます。これを「逆境の子ども時代」といいます。ここでもジェンダー作用があります。とくに男性は、被虐待体験を「男らしく」乗り越えたことを「誇り」にし、それが「強さ」と誤解していることが多くあります。生育歴のなかの被暴力体験は、現在の暴力加害とそう簡単な因果関係で結びついているわけではありません。男性は暴力を肯定する物語をもちやすくなるのです。男性性ジェンダーは被害を加害へと転化させ、暴力性は認めるが加害性を減じる機能も果たしているともいえます。また、「生育歴」を問題にすると「家族的責任」が強調されがちとなります。「家族によるケア責任」である。

こうして、生育歴への関心、養育の家族的責任や母親の子育て責任の強調は、家庭内暴力問題の生成をめぐる家族心理や家族関係への責任帰属言説となって事件(報道)のたびに強化されていくのです。家族の生育環境が社会病理の治療の対象として統治の環となる事態だといえます。介護殺人や囑託殺人は世間の同情を集めるのですが、これはかかえこみ問題です。生育歴を考慮

することでその個人の責任を相対的には弱め、情状としてもみることができますが、別の文脈では、家族的責任を強調することにもなります。生育歴を視野にいれて問題行動を把握し、過去と現在の因果関係論になると親責任問題として単純化に陥ります。

3. 暴力の社会臨床へ—ケアする家族の責任にしないこと

もちろん、治療的司法・正義が現実的には必要なものとしてあるので世界各国で導入されてきました。しかし治療的統治へと至ることの弊害も見据えつつ、では暴力と虐待への家族政策はいかにしてありうるのでしょうか。

第一に、暴力と虐待への介入後支援を考えていく際に、加害者対策を地域での脱暴力化支援体制として機能するようにすべきことです。治療的司法が有効に機能するためには、男親塾のように加害者プログラムとして対応する「治療共同体」が存在していることが前提です。この提供は社会的責任であるし、世界的な動向でもあります。たとえば、性犯罪加害者には「責任と支援のサークル」(カナダ、英国。出所後の再犯防止を担う専門的ボランティアの組織で当人をサポートする専従の6人が選出され支援するもの)、DV加害には加害者更生プログラム(世界各国共通である。期間は多様だがプログラム受講を命じます。)、虐待家族には地域包括的支援である「ラップアラウンド方式」(米国の例。当該家族を包み込む支援という意味)や親業講座等、発想としては共通した取り組みとなっています。治療共同体は強い言葉なので治療サークル

と呼んでいます。

第二は、家族としてのユニットを強化しない政策が有効です。それらを支える家族ソーシャルワークの実践力を強化すべきでしょう。この点では、地域における社会的養育体制の形成が広く子育て支援となり機能します。高齢者虐待に対応する地域の包括的ケアマネジメントが同じように機能していることを参照できると思います。当該家族だけで解決しないように家族の外部に、つまり地域のなかに脱暴力化を含めた広く困り事への支援のサークルをつくることです。男性相談体制もここに組み込むことができます。

第三は、社会が暴力を許容している問題の改革です。加害の常として、暴力は何かの手段と認識されていることが多いのです。それは正義の観念と相関しています。正義のための暴力と男性性はつながりあうのです。しつけのために、指導のために、問題を是正するために、妻や子どもにも悪い面がある等という暴力の正当化が起こります。暴力を耐えてこそ男性であるという風潮や男ならやり返せという意識も暴力を支えています。また、親権者は子の非行に対する教育のために、身体・精神に苦痛を加えるような懲罰手段をとることができるとする民法の規定は、暴力を認めているわけではないのですが男性性と関わり暴力が肯定されるおそれがあります。こうした暴力許容的な規定は改められるべきでしょう。

4. 治療的司法の二つの側面

治療的司法が生成してくる背景には刑罰の効果論争があります。はたして刑罰は機

能するのかをめぐる「What works?」論争といます。「ときには効果がある(“Something works.”)」という人もいます。しかし刑罰が有効かどうかという議論は二項対立の不毛な議論になりがちです。どんな刑罰にすべきなのか、本来抱える問題解決を先行させたり、並行させたりする現実的な施策が要請されて治療的司法が生成し、問題解決型司法が生まれたのです。さらにそれを社会に実装するために治療共同体(サークル)が要請されて、各種のプログラムが構築されてきました。刑罰だけではなく脱犯罪に向けて何が必要なのかという議論の結果、治療的司法が生成してきたのです。

刑罰だけではない対応は日本では少年法が先駆的でした。現代では、未成年の非行問題以外にも、成人の違法薬物、DVや虐待、盗み・万引き、性問題行動等の違法行動があり、さらに処方薬依存、脱法ハーブ使用、ギャンブル、ゲーム、アルコール、性風俗等へのめり込み・はまり込みがあります。治療的司法はこうした行動を対象にした包括的な取り組みとすべきでしょう。

さらにこうした問題行動ですが、二つの面があることがわかります。一方では、日本では過剰な犯罪化の現実があります。特に薬物の自己使用が過剰に犯罪化されています。他方で、私的な暴力についての問題は放置されてきました。これは世界の動向とかなり違います。治療的司法が対象にしてきたものが日本では二分されているのです。嗜癖と嗜虐とすれば、両者はアディクションとしてくることができ「習慣となった行為」です。処罰するだけではこうした問題行動からの脱出は難しいので、そ

れを取り除くための機会の提供として治療的司法が編み出されてきたのです。

医療といっても、当事者たちは人生につまずき、こういった問題に陥っている人たちといえます。薬物に手を出したり、人を殴ったりすることで、自分の中の何かを落ち着かせている人たちです。治療的司法は医療的な言い方ですが、原語はセラピューティックなので、薬で治るようなものではありません。そこには治療共同体（サークル）も入ります。治療的司法を機能させるためのケアの存在が欠かせないのです。治療的司法はケアとジャスティスの複合体として機能しています。こうした治療的司法は、しかし留意すべき論点をはらんでいます。主流となっていく際の物語構造です。

治療的司法の特徴の一つは、「psy-complex」による治療的サークルです。これは「psychology」、「psychiatry」等、「psy」で始まる領域や専門が連携して社会のなかに存在感をもち、メンタルヘルス全般が前景化する社会という意味です。「心的複合体」といいます。心理臨床的アプローチがメインとなり治療的司法を牽引します。問題行動からの離脱のプログラムは偶然ではなく認知行動療法的なものが主流です。薬物、暴力、性問題、問題ギャンブル等に共通して用いられています。「逸脱の医療化」ともいえます。「Bad (悪)」から「Mad (病)」への移行です。「Mad」という表現がいいかどうかは別にして、「これは病気なのだ」と位置付けたうえで、刑罰から治療へという流れを創ってきたのです。中軸には「逸脱の医療化」があります。

二つは就労支援や地域定着というやり直しの一義的志向性、社会的適応やセルフコ

ントロール力の育成という個人責任や自己責任の強調です。「刑罰福祉主義」ともいいますが、趨勢はこうした方向性のなかにあります。再犯防止という概念でくくられ、そのかぎは「定着」することなのです。

5. 認知行動療法でいいのか

治療的司法によるケアとジャスティスはプログラムとして構成されています。その主流は認知行動療法です。問題行動からの脱学習プログラムです。これは第〇号で述べた認知的不正義と重ねると社会問題として言語化できていない問題群がたくさんあり、定義についても論議があることや、体罰を社会が容認していること等を考えると、加害者プログラムとして認知の歪みを取りだし矯正していこうとするアプローチは当事者たちの反応はよくない面があります。プログラムとして体系化させていく際には、認知行動療法的なものを組成しつつも、ジェンダーアプローチ、ナラティブセラピー、家族システム論・家族療法、身体活動や演劇的要素の導入等、多様なアプローチが統合されていくべきだろう。

2019年11月28日受理
なかむらただし(社会病理学・臨床社会学)